

募集型企画旅行取引条件説明書

ご旅行条件書

ご旅行をお申し込みの際は、この旅行条件書を十分にお読み下さい。

(この書面は、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面と旅行契約が締結された場合は同法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。)

1. 募集型企画旅行

- (1) この旅行は富山地方鉄道株式会社(富山県知事登録旅行業第2-164号)(以下「当社」という。)が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という。)を締結することとなります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件、または以下に記載の条件、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の旅行業約款(以下「募集型企画旅行契約約款」という。)によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。)の提供を受けることができるように、手配し旅程を管理することを引き受けます。

2. お申し込み

- (1) お申し込みの場合は、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約金」の一部または全部として取扱います。
- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に当社の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- (3) a 身体に障害をお持ちの方、b 健康を害している方、c 妊娠中の方、d 補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4) お申し込み時20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

3. 旅行代金

小人代金は、旅行開始時に満4歳以上12歳未満(小学生)のお子様に応用します。
一人部屋追加代金は大人、小人一律、1名様代金です。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金を含んでいます。ただし、お客様負担と明示したものは除きます。

- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- ②添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- ③その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したものを。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項①～③のほかは旅行代金に含まれません。

- ①超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分)。
- ②クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ③ご希望者のみ参加されるオプションツアーの料金。
- ④ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

6. 追加代金

追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機等の等級選択、④宿泊ホテル・旅館の指定の選択、⑤一人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日・出発・帰着曜日の選択により追加する代金をいいます。

7. 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

8. 旅行契約内容・代金の変更

- ①当社は、天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日に前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- ②奇数人数でお申し込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋になったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

9. お客様による旅行契約の解除

(1) 取消料がかかる場合

- ①お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
(宿泊を伴う場合)

解除の時期	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して21日前	無料
旅行出発日の前日から起算して20日前	旅行代金の20%
旅行出発日の前日から起算して7日前	旅行代金の30%
旅行出発日前日	旅行代金の40%
旅行出発日当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

(日帰りの場合)

解除の時期	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して11日前	無料
旅行出発日の前日から起算して10日前	旅行代金の20%
旅行出発日の前日から起算して7日前	旅行代金の30%
旅行出発日前日	旅行代金の40%
旅行出発日当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

(航空機・列車利用の場合)

解除の時期	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して21日前	無料
旅行出発日の前日から起算して20日前	旅行代金の20%
旅行出発日の前日から起算して7日前	旅行代金の30%
旅行出発日前日	旅行代金の40%
旅行出発日当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

(2) 取消料がかからない場合

下記の場合は、取消料はいただきません。(一部例示)

- ①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - a. 旅行開始日または終了日の変更
 - b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - c. 運送機関の種類または会社名の変更
 - d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - e. 本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更
 - g. 宿泊機関の種類または名称の変更
 - h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

10. 当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- ①旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

- ②申込条件の不適合。
- ③病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

1 1. 当社の責任

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お客様に関する賠償限度額は15万円（ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また、次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

1 2. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万～5万円、携行品にかかる損害賠償金（15万円を限度）（ただし、一個または一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「旅行参加中」とはいたしません。

1 3. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。） その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1. 0	2. 0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社目の変更	1. 0	2. 0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
6. 契約所見に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
7. 契約書面に記載した本邦内への出発空港又は帰着空港の変更	1. 0	2. 0
8. 契約書面に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便又は 経由便への変更	1. 0	2. 0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

1 4. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければならない。

1 5. お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、当社所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

1 6. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし通知できない事項がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

1 7. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
 - ※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために（※利用目的を具体的に記載）これを利用させていただくことがあります。

1 8. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

富山県知事登録旅行業第2-164号 全国旅行業協会正会員

富山地方鉄道株式会社

富山県富山市桜町1-1-1

電話：076-431-3113

国内旅行業務取扱管理者 上口 享宏

お客様へ『ご案内と注意』

＜変更について＞

●募集型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約として取扱います。その際に取消料の発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは出発日および帰国日の日程変更、減延泊、コース変更（航空会社、ホテル、観光内容等）旅行者の名前の変更（交替になる場合を除く）等を含みます。

＜特別な配慮を必要とされるお客様へ＞

●お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じてさせていただきます。また、健康診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

＜国内旅行保険について＞

●ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず国内旅行保険に加入されることをおすすめいたします。

＜ご旅行をお楽しみいただくために＞

●ご旅行中に提供された旅行サービスが、パンフレット記載の内容とは異なると認識された場合はご旅行中に速やかにお申出ください。帰着後のお申出の場合では、対応しかねる場合もございます。

＜事故等のお申出について＞

●旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

＜旅行会社のサービスについて＞

●航空会社による座席配分または航空機の座席配列もしくは混雑状況、チェックインの時間等によりグループ、カップル、ハネムーン、ご家族でご参加の場合でも、隣合わせの席やその他ご希望に添えない場合があります。またエコノミークラスの場合、通路側、窓側のご希望は必ずしもお受けできません。

●当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、お客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第11項および第13項の責任を負いません。

●悪天候、天災地変、交通機関の遅延・不通・スケジュールの変更・ストライキ・経路変更等による旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮および観光地の変更・削除などが生じる場合があります。このような当社が関与しえない事由の場合、当社は免責となりその責任は負いかねますが、当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力します。その場合、現地で追加手配した交通費・宿泊費等はお客様のご負担になります。